



海老名市告示第56号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係る縦覧の場所及び期間等について、次のとおり告示する。

令和8年3月23日

海老名市長 内野



1 縦覧場所

海老名市役所2階財務部資産税課（海老名市勝瀬175番地の1）

2 縦覧期間

令和8年4月1日（水）から同年6月1日（月）まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧できる者

- (1) 納税者
- (2) 納税者と同居している親族
- (3) 納税者からの委任状等若しくは代理人選任届を持参の者
- (4) 納税管理人
- (5) 法人の場合は、法人印又は委任状等若しくは代理人選任届を持参の者

5 持ち物

本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、固定資産税の納税通知書等）。ただし、納税者から委任を受けた者等の場合は、別途委任状等（法人は、委任状等に法人印を押印したもの）が必要。